

# 困ったなあに答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

Q 息子が傷害で逮捕されましたか、不審な点もあり、前科がつくのか…

A 弁護士に頼んで、感謝料などである程度の額を支払う示談交渉をしたほうがいいでしょう。

24歳の息子のことでの相談に上がりました。

私と夫は共に医者で、息子にも医者になつてもらいたく、医学部受験予備校に通わせて私立大学を受けさせていたのですが、大学を受けていたのですが、ずっと不合格。仕方がないので、昨春思い切って歯学部に入らせました。

不本意でもちゃんと勉強しているとばかり思っていたら、先日新宿警察署から電話があり、酔っ払った挙げ句に暴れ、傷害で逮捕されたとのこと、びっくりして飛んでいきました。

なんでも盛り場をうろついていて、知り合った若い男と一緒に知らない店に入ったら、次々に怪我だと逮捕されてすぐには釈放とはいからず、いくら学生で相談者のような確かな身元引受け人がいても、そのまま送検されて勾留されることはありますから。

大怪我だと逮捕されてすぐには釈放とはいからず、いくら学生で相談者のような確かな身元引受け人がいても、そのまま送検され勾留期間は最初10日、悪くなるとさらに10日。一緒にいた若い男はどうなったのか。目撃者でもあり、警察としては身元を割り出したいたところです。

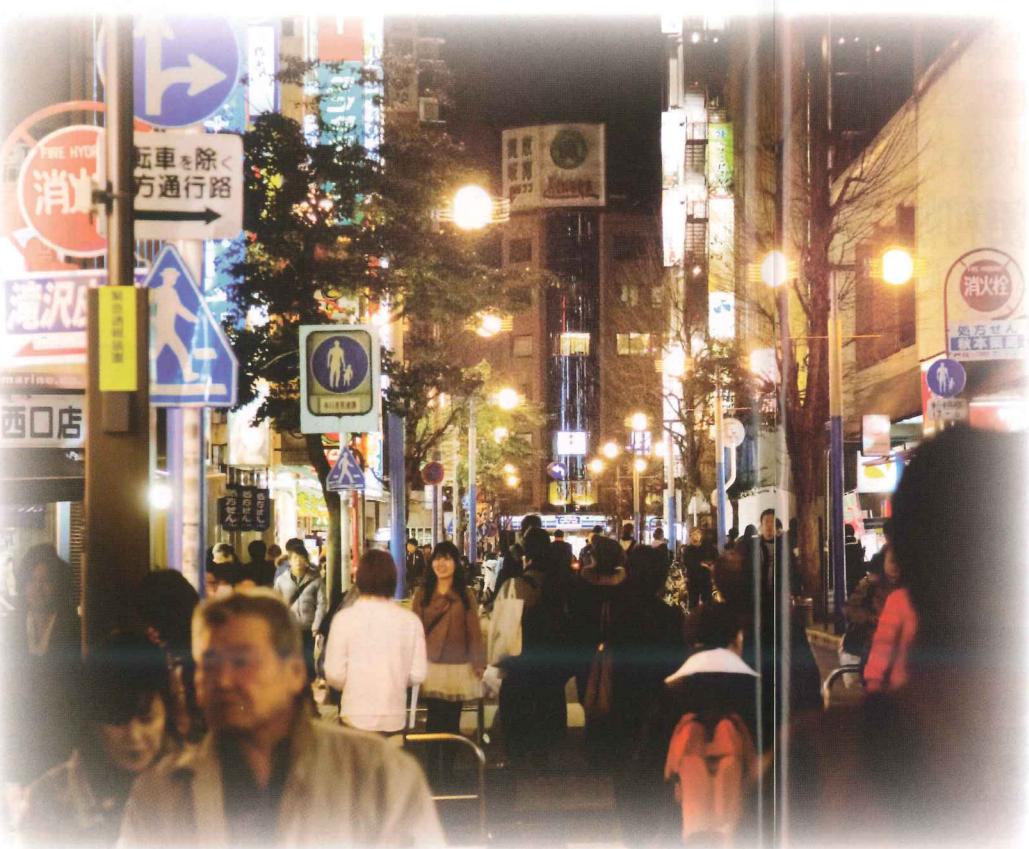
傷害罪は普通、罰金（50万円以下）になります。もし同種前科があつたり、怪我が重ければ公判請求もあります。どちらももちろん前科になります。

通常の交通事故の場合、加療2週間は起訴猶予になる目安ですが、傷害は故意犯なので、怪我が軽くても罰金になるのが普通です。起訴猶予にしてもらうためには、よほどの理由がいるります。24歳という年齢、学生、

とお酒を飲まれ、出る段になつて7万円を超えた請求だったのです、頭に来て言い争つたのは覚えてる、だけど暴力を振るつたか否かは覚えがないとのこと。被害者のほうは息子に殴られ頭を壁にぶつけて怪我をしたと、加療3週間の診断書が出ていたことでした。

学生だししょせん盛り場の出来事なので、警察も釈放してくれ、あとは書類送検するとのこと、いずれ検察庁から呼び出しが来ることでした。

なお息子にはカードを渡していますが、月10万円程度しか使つてないと思います。前科は交通関係以外はありません。私が翌日謝罪をしに店に行くと、見るからに普通ではない感じの被害者がいて、息子は飲まれた挙げ句にはめられたのだ直感しました。息子の暴力による怪我かどうかも分かりません。お金を払うのは構いませんが、息子の前科はどうなるのでしょうか。



交通関係以外の前科がないといふのは有利な情状のはずですが、でいながら盛り場をうろついて前後不覚に酔っ払うという素行はマイナス要因です。息子さんの暴行、あるいは傷害との間の因果関係に疑問を抱いておられるようですが、違うとの立証もできないので、息子さんがやつたとの前提で話を進めないとけません。

やはり治療費や慰謝料としてある程度の額を支払い、示談にしたほうがよいと思います。相手が相手だけに法外な額をふつかけられても困るし、面倒でしようが、きちんと弁護士に頼んだほうがよいと思います。示談交渉を含む被疑者弁護事件ですからそれなりの報酬は取られますけれど。

息子さんはこれに懲りて、以後不良行為を一切慎み、勉学に専心してもらわなければいけませんね。でないといつ本当に今度こそ勾留されて起訴されるということもありますから。

41 Libre February 2014